

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行) ☆お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい☆

1、**本旅行条件書の意義**—本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2、**募集型企画旅行契約**—(1)この旅行は、(株)アップスター(以下「当社」といいます)が企画・実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。(2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、**当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部**(以下「当社約款」といいます。)によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含みます。(以下「最終旅行日程表」といいます。)

3、**旅行のお申込みと契約の成立時期**—(1)当社にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ**申込金を添えて**お申込みいただきます。**申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。**また、旅行契約は、当社が**契約の締結を承諾し申込金を受領したとき**に成立するものといたします。(2)当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日から**当社の指定する日までに申込書の提出と申込金の支払**が必要です。

国内旅行に係る申込金

旅行代金(日帰り他)	申込金
10,000円未満	3,000円
30,000円未満	6,000円
30,000円以上	9,000円
旅行代金(宿泊付き)	申込金
30,000円未満	6,000円
60,000円未満	12,000円
100,000円未満	20,000円

4、**お申込条件**—(1)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。(2)特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目

的を有する旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。(3)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客様のご負担となります。(4)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。(5)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。(6)お客様が暴力団員、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力であると判明したときは、お申込みをお断りします。

5、**旅行代金に含まれるもの**—(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎり普通席)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等)及び消費税等諸税。(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費(3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

6、**旅行代金に含まれないもの**—前項の(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1)超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)(2)空港施設使用料(3)クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。(4)ご希望者のみ参加されるオプションツアー料金(5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)但し旅行代金に含めた場合を除く(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費

7、**旅行契約内容の変更**—当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

8、**旅行代金の額の変更**—当社は旅行契約締結

後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

9、**お客様の交替**—お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。また、当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

10、**取消料**—(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。(2)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。(3)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

国内旅行に係る取消料

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して20日前まで(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

11、旅行開始前の解除

(1)お客様の解除権

①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。

②お客様は次の項目に該当する場合は、取消

料なしで旅行契約を解除することができます。
a、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 15 項に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。b、第 8 項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。c、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。d、当社がお客様に対し、第 2 項に記載の最終旅行日程表がある場合で同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。e、当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(2) 当社の解除権

①お客様が期日までに旅行代金を支払われな
いときは、当社は旅行契約を解除することが
あります。このときは、本項(1)の①に規定す
る取消料と同額の違約料をお支払いいたしま
す。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契
約を解除することがあります。

a、お客様が当社のあらかじめ明示した性別、
年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満た
していないことが明らかになったとき。b、
お客様が病気、必要な介助者の不在その他の
事由により、当該旅行に耐えられないと認め
られたとき。c、お客様が他のお客様に迷惑
を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨
げるおそれがあると認められるとき。d、
お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超え
る負担を求めたとき。e、お客様の人数が
パンフレットに記載した最少催行人員に満た
ないとき、この場合は 旅行開始日の前日から
起算してさかのぼって、13 日目に当たる日
より前（日帰り旅行は 3 日目にあたる日より
前）に旅行中止のご通知をいたします。f、
天気を目的とする旅行における降雪量の不足
のように、当社があらかじめ明示した旅行実
施条件が成就しないとき、あるいはおそれが
極めて大きいとき。g、天災地変、戦乱、暴
動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の
中止、官公署の命令その他の当社の関与し得
ない事由が生じた場合において、パンフレット
に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ
円滑な実施が不可能となり、又は不可能とな
るおそれが極めて大きいとき。

③当社は本項(2)の①により旅行契約を解
除したときは、既に收受している旅行代金(あ
るいは申込金)から違約料を差し引いて戻し
いたします。また本項(2)の②により旅行契

約を解除したときは、既に收受している旅行
代金(あるいは申込金)の全額を戻しいたしま
す。

12、当社の責任—当社は当社又は当社が手
配を代行させた者がお客様に損害を与えた時
は損害を賠償いたします。ただし、損害発生
の翌日から起算して 2 年以内に当社に対し
て通知があった場合に限りです。お荷物に関
係する賠償限度額は、損害発生の日から起算
して 14 日以内に当社に対して通知があつた
ときに限り、15 万円(但し当社に故意又は
重大な過失がある場合を除きます。)ですが、
次のような場合は原則として責任を負いま
せん。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機
関等のサービス提供の中止、官公署の命令、
その他当社又は当社の手配代行者の関与し
得ない事由による損害を被った場合。

13、特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか
否かを問わず、当社約款特別補償規程によ
り、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然
かつ急激な外来の事故により、その生命、身
体に被られた一定の損害につきましては死
亡補償金(1500 万円)・後遺障害補償金(1500
万円を上限)・入院見舞金(2 万円～20 万円)
及び通院見舞金(1 万円～5 万円)を、また手
荷物に対する損害につきましては損害補償金
(手荷物 1 個又は 1 対あたり 10 万円を上限、
1 募集型企画旅行お客様 1 名あたり 15 万
円を上限)を支払います。但し現金、有価証
券、クレジットカード、クーポン券、航空券、
パスポート、免許証、査証、預金証書、貯
金証書(通帳及び現金支払機用カード)を含
みます。)、各種チケットその他これらに準
ずるもの、コネクティビティ等の当社約款
に定められている補償対象除外品について
は、損害補償金を支払いません。

14、お客様の責任—お客様の故意、過失、
法令、公序良俗に反する行為、もしくはお
客様が当社約款の規定を守らないことによ
り当社が損害を受けた場合は、お客様は当
社の損害に賠償しなくてはなりません。ま
たお客様は、旅行開始後において、契約書
面に記載された旅行サービスを円滑に受領す
るため、万が一契約書面と異なる旅行サー
ビスが提供されたことを認識したときは、
旅行地において速やかにその旨を添乗員、
スタッフ等もしくは当社に申し出なければ
なりません。添乗員、スタッフ等がつか
ないコース、休日等の営業時間外の理由
で当社に連絡がつかない場合には下記へ
ご連絡願います。

TEL: 080-6551-4192

15、旅程保証—当社は、当社約款の規定
により次に掲げる契約内容の重要な変更
(天災地変、

戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機
関等のサービス提供の中止、当初の運送計
画によらない運送サービスの提供、旅行参
加者の生命または身体への安全確保のた
めに必要な措置等による変更を除きま
す)が生じた場合は旅行代金に 1%～5%の
所定の率を乗じて得た額の変更補償金を
旅行終了日の翌日から起算して 30 日以
内にお客様に支払います。この場合当社は
お客様の同意を得て変更の支払いに替え
同等またはそれ以上の物品又は旅行サー
ビスの提供で補償を行うことがあります。尚、
当社が旅行者 1 名に対して 1 旅行契約につ
き支払う変更補償金の額は 15%を上限と
します。又、旅行者 1 名に対して 1 旅行契
約につき支払うべき変更補償金の額が 1000
円未満であるときは変更補償金は支払
いません。

16、国内旅行保険への加入について—ご
旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治
療費、移送費等がかかることがあります。ま
た、事故の場合、加害者への損害賠償請求
や賠償金の回収が大変困難である場合に
あります。これらを担保するため、お客
様ご自身で十分な額の国内旅行保険に
加入されることをお勧めいたします。

17、個人情報の取扱い—当社は、旅行申
込みの際に提出された申込書に記載され
た個人情報について、お客様との連絡の
ために利用させていただくほか、お客
様がお申込みいただいた旅行におい
て旅行サービスの手配及びそれらのサー
ビスの受領のための手続に必要な範囲
内で利用させていただきます。その他、
当社は当社の提携する企業の商品やサー
ビス、キャンペーンのご案内、旅行参
加後のご意見やご感想の提供の願
い、アンケートのお願い等にお客
様の個人情報を利用させていただく
ことがあります。

18、旅行条件・旅行代金の基準—本
旅行条件の基準日と旅行代金の基準日
は 2021 年 04 月 01 日となります。

☆このご旅行に関し担当者からの説明に
ご不明な点がございましたらご遠慮なく
旅行業務取扱管理者へご質問下さい。

(2021/04)

旅行企画・実施

登録番号：東京都知事登録旅行業 第 2 種 8072 号

名称：株式会社アップスター

所在地：東京都港区南青山 6 丁目 11 番 1 号
スリーエフ南青山ビル 7 階

電話番号：03-5467-6740

担当者名：高田 勝弘

国内旅行業務取扱管理者：岡崎 正和

(一社)全国旅行業協会正会員